

## 令和8年度陸修偕行社事業計画書

### 1 方針

陸修偕行社は、陸上自衛隊に対する支援を主眼として、安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及、陸上自衛隊等に対する必要な協力、英霊の慰霊顕彰及び自衛隊殉職者の追悼等を行い防衛基盤の強化拡充を図り、もってわが国の平和に関する国政の健全な運営の確保に寄与する。

この際、会勢拡大に努めるとともに、各委員会の組織の充実と活動の活性化を図る。

### 2 主要考慮事項

#### (1) 安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及

国家安全保障戦略及び陸上防衛戦略、陸上自衛隊の憲法上の位置付け並びに運用上の課題について部外協力団体及び自衛隊の研究員等と連携して、安全保障等に関わる研究を進め、その成果を政策提言（防衛諸団体との協同によるものを含む）等に反映する。

この際、各種活動に対し現役自衛官、防衛関連企業等の参加を積極的に呼びかけるとともに、メディア・ホームページ・オンライン配信・定期刊行誌「偕行」への掲載等を総合・多層的に活用して部外に対する発信強化と成果の普及促進を図る。

また、陸上自衛隊が計画・実施する「L F J (Landpower Forum in Japan)」に対して所要の協力・支援を行う。

#### (2) 陸上自衛隊等に対する必要な協力

陸上自衛隊の諸活動に対して、隊力の補完等及び協力並びに相談・助言及び激励・慰問を実施して、その活動を支援するとともに、その拡充について検討する。

その際、陸上自衛隊が必要とする協力内容の把握に努めるとともに、陸上自衛隊及び陸上自衛隊の協力者等の陸修偕行社に対する理解の促進及び陸上自衛隊との一体感の醸成に留意する。

#### (3) 英霊の慰霊顕彰

偕行社が行ってきた英霊に対する慰霊顕彰事業を引き継ぐとともに、わが国における英霊の慰霊顕彰の現状に鑑み、国家として在るべき英霊の慰霊顕彰について検討・研究・提言する。

#### (4) 会勢拡大（寄付金の納付及び賛助会員の入会促進）に関する検討と実行

##### ア 組織と業務要領の見直し

陸上自衛隊のために活動する各委員会の活動への理解と賛意が、会員獲得の切っ掛けとなり退官後の入会（会勢拡大）に繋がるため、現役隊員の時代から、陸修偕行社の活動を知って貰うこと（広報活動）が極めて重要である。

このため、広報活動との関係を整理するとともに、同活動との連携、特に「修親と偕行の連携」を行って、現役隊員との情報共有の場を確保しつつ、これ迄の会勢拡大に係わる「組織と業務要領等」を見直す。

イ 組織と業務要領等の見直しは、下記業務を継続しつつ行う。

(ア) 期別会勢拡大

新規幹部退官者を重視して拡大を促進する。

(イ) 各種部会会勢拡大

各種部会、特に、三木会・尚友会の参画を重視して拡大を促進する。

(ウ) 賛助会員会勢拡大

a 安全保障研究委員会と連携して、企業の「安全保障シンポジウム」等参加の機会を活用するとともに、会員の属する企業に対する働きかけにより拡大を促進する。

b 予備自衛官訓練部隊等を通じ公募予備自衛官等の入会を促進する。

(エ) 地方会勢拡大

課題検討委員会の検討との連携を図る。

(5) 課題検討委員会による継続検討

陸修偕行社の全般状況を踏まえ、「定期刊行誌『偕行』」及び「本部と支部の関係」の検討を引き続き実施する。

### 3 主要実施事業

(1) 安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及（公1）

ア 安全保障の調査・研究・提言（公1-1）

(ア) 「戦略3文書の改訂と今後の課題」をテーマとして研究し、東アジア情勢の変化、米国の安全保障・外交政策及び今後の米中露の動向等を分析し、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の具体化（進捗状況等）に関する検証と具体化に伴い顕在化する新たな課題を考察して、陸上防衛力の維持・整備・運用等に関する問題点と対策を明らかにする。

その研究成果を研究発表会（安全保障講座等）、シンポジウム及び政策提言を通して発信し、これら国民への啓発活動により陸上自衛隊を信頼して支援するという考えを広く醸成する。

この際、必要がある場合は、政策提言研究会において検討しその内容を理事会に諮り陸修偕行社として発表する。

以上の目的を達成するため、特に安全保障講座の重点等を以下のとおりとする。

安全保障講座（その1）は、国家安全保障戦略、陸上防衛戦略及び運用上の課題等の諸問題について、現役将官による講演及び質疑応答等を年2回実施し、我が国防衛に関わる諸問題等に関する聴講者の理解を深める。開催にあたっては、2回のうちいずれかは必ず陸上幕僚長を講師として招聘するほか、収容人員数が多い大規模会場を確保してより多くの一般聴講者が参加できる態勢を整える。

また安全保障講座に接続して講師及び聴講者との意見交換会を開催し、双方向のコミュニケーションの場を確保して調査・研究内容を深化するための資とする。

安全保障講座（その2）は（その1）に比べ、より専門的な軍事問題及び防衛技術上の諸問題について、研究員による研究成果を一般聴講者等に対し軽易に発信できるよう、年8回程度、陸修

偕行社会議室にて実施する。

- (イ) 陸上自衛隊現職幹部自衛官、部外有識者及び協力団体研究員等との研究交流の場として、随時、課題研究会を開催し、研究内容の深化及び充実を図る。
- (ウ) 優秀な若手研究員を更に発掘し、幅広い研究体制を整備する。研究員の優れた研究成果については、努めて定期刊行誌「偕行」への投稿を勧めるとともに、一般誌等へ推薦及び紹介を行う。
- (エ) 本年度のシンポジウムでは「戦略3文書の行方と課題（仮）」をテーマとし、政治家を含む部外有識者等による基調講演、パネルディスカッション及び意見交換会を実施して、テーマに関する聴講者の理解を促進するとともに、要すればシンポジウムでの討議等を広く発信して防衛問題についての国民の関心を向上させるための資とする。
- (オ) 前年度実施事業を分析・評価し、かつそれらを踏まえて次年度の研究課題と方向性について明らかにするため、研究員全員による集中審議（夏季セミナー）を実施する。
- (カ) 陸上自衛隊が主催して計画・実施する「L F J (Landpower Forum in Japan)」に研究員等を講師またはパネリストとして派遣するとともに、広く企業・個人に対して本フォーラムについての周知を図って陸上自衛隊を支援する。
- (キ) 安全保障講座やシンポジウム等に際し、講演等の模様を動画配信（ライブ含む）できるようにするとともに、講座参加申し込みや集計等の要領を改善して効率化するため、必要な基盤を維持・整備する。
- (ク) 別紙第1 令和8年度安全保障講座等予定

#### イ 近現代史の調査・研究・提言（公1-2）

- (ア) 令和8年度は、近現代史における重要な論点について、各講師が取り上げるテーマを中心に講座を実施する。この際、講師の選定にあたっては、若手研究者に発表の場を与え新規研究員獲得に努める。併せてその成果を研究発表会（定期講座）及びシンポジウムを通して発信し、国民世論への啓発活動を推進して陸上自衛隊を支援する。
- (イ) 年度計画による隔月（奇数月）の研究発表会（定期講座）においては、研究員の発表に加え、部外講師を招聘して講座の活性化を図るとともに、聴講者との自由討議により更に調査・研究内容を深める。
- (ウ) 研究員の研究成果の活用については、その一部を定期刊行誌『偕行』に掲載する。  
また、戦史研究の活性化を図るため、会員等の研究成果のなかで優秀な論文を定期刊行誌『偕行』に掲載することにより、広くその研究成果を普及するとともに、近現代史研究の発展に寄与させる。
- (エ) 第18回シンポジウム（令和9年3月）では、研究テーマの総括として「近現代史からの提言（仮題）」を発信する。
- (オ) 年度計画による隔月（偶数月）の1回/土曜に自衛官（OB含む）、一般の大学生（院生）、近現代史研究者等を対象として研究員が主催する勉強会（陸軍史研究会）を実施し、陸軍史に関する理解を深めるとともに、近現代史研究の普及及び研究者の育成に寄与する。

- (カ) シンポジウムの具体化及び次年度の研究課題と方向性について集中的に審議することを目的とし、8月に研究員夏季セミナーを実施する。
- (キ) 優秀な若手研究員を更に発掘し幅広い研究体制を整備する。このため、在野で研究する有為な人材に対し、不定期に勉強会を開催し研究発表の場を提供して入会を促進する。
- (ク) 別紙第2 令和8年度近現代史研究定期講座等予定
- ウ 教育問題の調査・研究・提言（公1-3）
  - (ア) 今までの研究成果、特に「先人の足跡」について、その冊子化の検討と準備を行う。
  - (イ) 部外組織との連携に努める。
- エ 定期刊行誌『偕行』及び図書等の発行（公1-4）
  - (ア) 定期刊行誌『偕行』を隔月に発行する。この際、引き続き電子版の配付の拡大に努める。
  - (イ) 陸修偕行社の公益広報誌の性格を重視し、研究発表会及びシンポジウム等における報告、会員の研究論説、部外研究者の記事や協力団体の論文との交換掲載、一般マスコミとは別の観点から陸上自衛隊の活動を周知する等幅広い内容とし、類似誌とは異なる広報媒体である様に努める。
  - (ウ) 部外有識者、公立図書館、陸上自衛隊の各部隊・機関の長及び地方協力本部長等に寄贈する。
  - (エ) 図書等の発行
    - 安全保障等に係る研究論文等を図書等として発行する。
- オ 図書等及び物品の販売（公1-5）
  - (ア) 図書等の販売（公1-5-1）
    - 安全保障等に係わる研究論文等を図書として販売して、調査・研究・提言を広く発信する。
  - (イ) 物品の販売（公1-5-2）
    - 図書等の販売に併せ、カレンダー・葉書の販売を行う。
- (2) 陸上自衛隊等に対する必要な協力（公2）
  - ア 隊力の補完等及び協力（公2-1）
    - (ア) 学校及び部隊が行う基本教育等に講師を派遣し、教育目的の達成に寄与する。
      - この際、令和8年度が制度化の初年度であることを踏まえ、陸上自衛隊が必要とする協力内容の把握に努めるとともに、陸修偕行社に対する理解の促進及び陸上自衛隊との一体感の醸成に留意する。
    - (イ) 各地偕行会等が実施する国の安全保障に関する講演（陸上自衛隊の幹部教育等を含む）に対し、講師派遣等により支援するとともに、必要な情報を提供する。
  - イ 激励・慰問及び相談・助言（公2-2）
    - 陸上自衛隊等からの質問・調査依頼について協力する。
- (3) 英霊の慰霊顕彰及び自衛隊殉職者の追悼、戦没者の遺骨収集並びに自衛隊殉職者遺族の援護（公3）
  - ア 英霊の慰霊顕彰及び自衛隊殉職者の追悼（公3-1）
    - (ア) 国家として在るべき姿で英霊の慰霊顕彰が行われるまでの間、陸軍建軍後初めての国運をかけた対外戦争である日清戦争終結の4月17日に靖国神社において、陸修偕行社慰霊祭を斎行して陸軍軍人等の英霊を慰霊する。この際、陸修偕行社慰霊祭の斎行に先立ち、市ヶ谷駐屯地慰霊碑

地区の阿南惟幾陸軍大将茶毘の碑などに対する献花を行う。

また、年1回、会員有志により、引き取り手のないご遺骨が収容されている千鳥ヶ淵戦没者墓苑を拝礼し、ご遺骨の御霊を慰霊する。

(イ) 国家が斎行する自衛隊殉職隊員追悼式に参列し、国の存立を担う崇高な職務に殉ぜられた陸上自衛隊殉職隊員の御霊に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表す。

(ウ) 靖国神社の例大祭及び政府や協力団体の慰霊顕彰事業に参列・協賛する。

(エ) 各地偕行会と連携し、護国神社の例大祭及び陸上自衛隊殉職者追悼式に参列する。

(オ) 今後、検討・研究・提言すべき事項

a 国家として在るべき英霊の慰霊顕彰について

b 自衛官に戦死者が出た場合における国家として在るべき慰霊顕彰について

c 靖国神社に寄贈した偕行文庫を通じた英霊の顕彰の在り方について

d 自衛隊殉職隊員の護国神社への祭祀について

e 陸軍墓地の整備の在り方について

イ 戦没者の遺骨収集（公3-2）

戦没者遺骨収集法に基づく関係団体の戦没者の遺骨収集活動に協力する。

ウ 自衛隊殉職者遺族の援護（公3-3）

自衛隊殉職者遺族の援護のため、防衛弘済会が行う援護基金活動に協力する。

(4) 地域社会活動に対する協力及び国内外の友好団体との交流（公4）

ア 地域社会活動に対する協力（公4-1）

要すれば、予算と隊力の許す範囲に於いて地方自治体等が実施する各種行事等を支援する。

イ 国内外の友好団体との交流（公4-2）

国内の友好団体及び米国等の陸軍等退役軍人の会との交流を実施する。

この際、外国の退役軍人等との交流にあたっては、当面の間、来日する団体等との交流を主体として実施する。

(5) 会員の研鑽と親交（他1）

ア 集会の開催（他1-1）

陸修偕行社総会（活動報告等）を行う。

イ 定期刊行誌『偕行』の別冊付録の発行（他1-2）

会員相互の意見交換、親睦、連絡等のため「花だより」・「つどい」を実状に則して発行する。

(6) 法人の運営体制の充実を図るための施策

ア ガバナンス体制の充実を図るため、以下の観点から役員を啓発する。

(ア) 公益法人内部における規範の理解

(イ) 公益法人の機関別（理事会・評議員会、監事）における具体的取組

(ウ) 不祥事の予防・発見・事後対応の仕組み

(エ) 社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定

イ 令和8年度は6月に役員等の交代が行われるため、組織が健全に運営される様に次の資料を活用し、新たに補職される職務・職責の理解を促進するとともに、職務遂行能力の向上を図る。

ウ 別紙第3 陸修偕行社 組織の概要、 別添 公益法人の各機関の役割と責任（内閣府資料）

#### (7) 広報活動

ア 陸修偕行社の目的並びに事業及びその活動を周知・徹底するため、各種広報媒体（ホームページ・SNS・動画配信・定期刊行誌『偕行』・パンフレット等）を主要手段として、陸修偕行社の設立（合同）趣旨、歴史・伝統、目的並びに事業及び活動について広報する。

イ 現職及び退職直後の幹部自衛官等、法人賛助会員等に対する広報活動を強化し、陸上自衛隊等を円満に退職した幹部自衛官等であった者の全てが会員となること、及び、陸修偕行社が陸上自衛隊応援団の旗頭であることをあらゆる場を通じて周知徹底する。

ウ 安全保障研究委員会、陸上自衛隊等協力委員会等と連携し、広報対象（現職幹部自衛官等、退職10年～5年前の幹部自衛官等、幹部自衛官等のOB・OG及び賛助会員（個人・法人））の特性等に応じ、雑誌「修親」及び上記各種媒体を駆使して会勢拡大に寄与する効率的かつ効果的な広報を実施する。この際、各地偕行会との密接な協力・連携に留意する。

エ メールマガジンを最大限に活用して、積極的な情報発信を実施する。このため、引き続き登録者数の増加に努める。

オ 陸修偕行社の事業及び活動状況に応じ、各委員会等の協力を得てホームページの内容を適宜更新する。

カ 「キャッチ・コピー」及び「ロゴマーク」の検討

戦後偕行社創設70年及び陸修偕行社創設3周年を迎える令和9年度制定を目途に、令和8年度検討に着手する。

#### (8) 厚生活動

会員相互の親睦並びに会員の福利厚生活動を充実するため、各種同好会活動を実施する。

この際、各種イベントの開催により、陸上自衛隊現職幹部自衛官等との交流を図るとともに、ホームページを活用し部内外への積極的な広報に努める。

#### (9) 収支均衡の達成に向けた事業・業務の実施

厳しい財務状況に鑑み、陸上自衛隊に対する必要な協力（活動）を効果的に行うことを主眼に、無駄を廃した事業・業務を行うとともに、適正かつ厳正な執行を行う。

#### (10) 各地偕行会との連携・協力

ア 本部と支部の関係を検討する上で、令和8年度は、各地偕行会から提出された意見を検討し、令和9年度予定する全国会長会同での審議に備える。

イ 予算が許す範囲で各地偕行会が行う次の事業を支援する。

(ア) 地方における防衛講話の開催（陸修偕行社が講師を派遣）

(イ) 地元の陸上自衛隊が行う幹部教育等の支援

(ウ) 護国神社の慰霊祭及び殉職陸上自衛隊員追悼式への参列

(エ) その他（公益目的事業）

#### 4 主要会議等

	会 議 等	日 時	内 容	備 考
1	総 会	令和8年10月2日(金)	活動報告、講話、意見交換会 (公益目的事業として運営)	
2	定時評議員会	令和8年6月9日(火)	7年度事業報告書 7年度計算書類等 8年6月人事、等	決議後内閣府報告
3	#1 通常理事会	令和8年5月22日(金)	8年6月定時評議員会前審議	定時評議員会後  決議後内閣府報告
	臨時理事会	令和8年6月9日(火)	理事の補職の決定	
	#2 通常理事会	令和9年3月12日(金)	9年度事業計画書 9年度収支予算書、事業予定 9年6月人事案、等	
4	#1 運営企画会議	令和8年5月15日(金)	8年5月#1 通常理事会前審議	事業計画書、 収支予算書、 業務予定
	#2 運営企画会議	令和8年7月17日(金)	総会(大綱)	
	#3 運営企画会議	令和8年11月27日(金)	9年度業計関連(大綱) 9年賀詞交換会(大綱)	
	#4 運営企画会議 (予定)	令和8年12月18日(金)	実施判断：#3 運営企画会議時	
	#5 運営企画会議	令和9年2月10日(水)	9年3月#2 理事会前審議 9年度事業計画書、収支予算 書、9年6月人事案、等	
5	#1 業務連絡会同	令和8年6月26日(金)		
	#2 業務連絡会同	令和8年10月23日(金)		
	#3 業務連絡会同	令和9年1月22日(金)		
6	各委員会	毎月又は2～3ヶ月ごと		

## 令和8年度安全保障講座等予定

## 1 安全保障講座（その1）

月日（曜日）	定期講座等	講師	テーマ
令和8年 4月21日（火）	第98回講座	陸上幕僚長 （荒井正芳氏）	陸上自衛隊の課題と対応
11月27日（金）	第99回講座	陸上幕僚監部 防衛部長	国家防衛戦略と陸上自衛隊（仮）

備考：14:00～16:00 ホテルグランドヒル市ヶ谷において開催。講座の後に同ホテルにて意見交換会を計画する。

## 2 安全保障講座（その2）

月日（曜日）	定期講座	講師	テーマ
令和8年 5月20日（水）	第1回	山根寿一研究員	最近の米国の軍事情勢
6月17日（水）	第2回	住田和明研究員	次世代情報通信の陸戦に及ぼす影響
7月15日（水）	第3回	城戸正志研究員	中国の武力侵攻に対処する台湾の無人機運用構想
8月19日（水）	第4回	廣惠次郎研究員	陸戦における情報戦の状況
10月21日（水）	第5回	鈴木洋志研究員	最近の朝鮮半島の軍事情勢
令和9年 1月20日（木）	第6回	壁村正照研究員	陸戦におけるAIの活用状況

(続き)

月日(曜日)	定期講座	講師	テーマ
令和9年 2月17日(水)	第7回	大澤洋一研究員	最近の中国の軍事情勢
3月17日(水)	第8回	研究員 未定	最近のロシアの軍事情勢

備考: 15:00~16:30 陸修借行社会議室において開催

### 3 シンポジウム

月日(曜日)	シンポジウム	講師	テーマ
令和8年 9月24日(木)	シンポジウム	・国会議員 ・部外有識者	「戦略3文書の行方と課題」(仮) について

備考: 午後(時間未定) ホテルグランドヒル市ヶ谷において開催

## 令和8年度近現代史研究定期講座等予定

月日(曜日)	定期講座	講師	テーマ
令和8年 5月21日(木)	第107回定期講座	野田 安平氏(仮) (靖國神社研究員)	「靖國と英霊の慰霊問題」(仮)
7月16日(木)	第108回定期講座	佐波 優子氏(仮) (戦後問題ジャーナリスト)	「遺骨収集、慰霊関係」(仮)
9月17日(木)	第109回定期講座	調整中	
11月19日(木)	第110回定期講座	調整中	
令和9年 1月14日(木)	第111回定期講座	中野 義久氏 (元第10師団長)	「永田鉄山と総力戦」(仮)
3月13日(土)	シンポジウム	部外講師(調整中)	近現代史からの提言(仮)

備考：定期講座は、14：00～16：30 陸修偕行社会議室において開催する。

シンポジウムは、13：00～17：00 ホテルグランドヒル市ヶ谷において開催する。

会長、副会長、相談役

常務執行役(各委員長) (9)

部会長 (3)

【事務局 6名】

事務局長  
総務部長  
会計課長  
事務局員 (3)

【監事 4名】

外部監事 (1)  
監事 (3)

- ・監事：4名以内
- ・任期：2年
- ・次期改選：令和10年6月

【評議員 9名】

評議員

- ・評議員：5名以上10名以内
- ・任期：6年
- ・次期改選：令和10年6月

【理事 15名】

理事長(代表理事)  
副理事長(業務執行理事)  
専務理事(業務執行理事)  
常務理事(業務執行理事) (5)  
外部理事 (1)  
理事 (6)

- ・理事：11名以上16名以内
- ・任期：2年
- ・次期改選：令和10年6月

<b>評議員会</b>	《決議機関》
<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成：評議員</li> <li>○招集：理事会の決議</li> <li>○開催：定時(6月)、臨時(随時)</li> <li>○議長：評議員から選出</li> <li>○権限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員の選任及び解任</li> <li>・理事、監事の選任及び解任</li> <li>・定款の変更、会計書類の承認</li> <li>・財産の取扱い等</li> </ul> </li> <li>○決議：評議員の過半数が出席し、その過半数が賛成(通常の議題)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・2/3以上が賛成(監事の解任、等)</li> </ul> </li> <li>○議事録を作成</li> </ul>	

<b>理事会</b>	《業務執行機関》
<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成：理事、監事</li> <li>○招集：理事長</li> <li>○開催：通常理事会(2回)、臨時(随時)</li> <li>○議長：理事長</li> <li>○権限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の業務執行の決定</li> <li>・理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職</li> <li>・次期評議員候補者を評議員会へ推薦</li> <li>・次期理事候補者及び次期監事候補者を評議員会へ推薦</li> <li>・評議員会の開催に関する事項</li> <li>・事務局長、総務部長の選任及び解任</li> <li>・重要な組織の設置、変更及び廃止等</li> </ul> </li> <li>○決議：理事の過半数が出席し、その過半数が賛成(通常の議題)</li> <li>○議事録を作成</li> </ul>	

<b>運営企画会議</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議の主催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>専務理事は、委員会の所掌事項を適切に管理して、陸修偕行社の運営を効果的に行うため、陸修偕行社の運営に関する諸課題について審議する任意の運営企画会議を主催する。</li> </ul> </li> <li>○構成：常務理事及び常務執行役 理事及び監事は必要に応じ参加</li> <li>○開催：通常(4回/年)、臨時(随時)</li> </ul>

<b>常置委員会</b>	(11)
<b>特別委員会</b>	(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員長は委員会における審議事項について、運営企画会議に提出する。尚、必要に応じて理事会に提出するものとする。</li> <li>○開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・常置委員会：通常隔月に1回</li> <li>・特別委員会：通常3ヶ月に1回</li> </ul> </li> </ul>	

**評議員及び評議員会**

- ・評議員は、公益財団法人の最高決議機関である評議員会の構成員。
- ・評議員会は、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任・解任）や業務運営の基本ルール（定款の変更）を決定するとともに、計算書類の承認を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っている。

理事の職務及び権限（定款第26条）	
理事長	法令及びこの定款の定めるところにより、法人を代表してその業務を執行する。
副理事長	理事長を補佐する。
専務理事	理事長及び副理事長を補佐するとともに、事務を掌理し、それぞれこの法人の業務を執行する。
常務理事	専務理事を補佐するとともに、それぞれこの法人の業務を分担執行する。

監 事	
監事は、理事の職務の執行を監査する。 このため、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されている。 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。	
<b>【主な権限】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の職務の執行の監査</li> <li>・計算書類等の監査</li> <li>・事業の報告要求、業務・財産の状況調査</li> <li>・理事会の招集請求</li> <li>・理事の行為の差止め請求</li> <li>・法人と理事の間の訴えにおける法人の代表</li> </ul>	<b>【主な義務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・善管注意義務（理事と同じ）</li> <li>・理事会への出席義務、報告義務</li> <li>・評議員会の議案等の調査・報告義務</li> <li>・評議員会における説明義務（理事と同じ）</li> </ul> <b>【責任】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償責任、刑事罰等、理事と同じ</li> </ul>

# 公益法人の各機関の役割と責任

(理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会)



## 内閣府

### 目次

1. 各機関の責任等に関する事例	
事例1:横領事件発生！役員の注意義務は？	..... 3
事例2:相次ぐ不祥事...各機関の対応は？	..... 4
事例3:不適正受給分を法人資産から返還...役員の責任は？	..... 5
2. 公益法人のガバナンスにおける留意事項	..... 6
3. 公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化	..... 7
4. 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係	..... 8
5. 各機関の役割と責任	
(1)理事	..... 9
(2)理事会、代表理事	..... 10
(3)監事	..... 11
(4)会計監査人	..... 12
(5)評議員、評議員会	..... 13
(6)社員、社員総会	..... 14
(参考)	
公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要	..... 15
公益認定取消しになる場合	..... 16

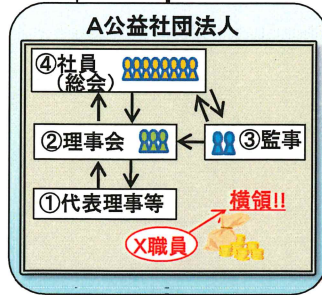
(注)本資料中、カッコ書きで示した条番号は、特に明記したもの以外は一般法人法の条項を指します。

# 事例1: 横領事件発生！ 役員の注意義務は？

※ 内閣府における監督事案を基に再構成していますが、特定の事案を指すものではありません。

## ～事案の概要～

- A公益社団法人では、日頃から現金や預金の管理を特定のX職員に任せ切りにしていたところ、ある時からX職員が出勤しなくなり、そのまま行方不明になってしまった。
- A法人が預金残高を確認したところ、法人の事業のために積み立てていた数千万円に及ぶ定期預金が引き出されていた。
- X職員は預金通帳も印鑑も一人で管理し、さらには残高証明書も偽造して、10年近くにわたって横領を繰り返していたが、この間、①代表理事や業務執行理事、②その他の理事を含めた理事会、さらには③監事も、誰も見抜くことができなかった。



## 《各機関の責任等》

### ①代表理事等の責任

代表理事や業務執行理事は、法人の業務執行の責任者として、適切な財産管理のために必要な(通常の管理者であれば当然払うことが期待される)注意義務を怠っていたと言わざるを得ないでしょう。

### ②理事会の責任

理事会は、法人の重要な業務執行を決定し、理事長らの職務を監視する役割を担っているのですから、適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させてこなかったことは、理事会としての責任も果たされていなかったと言えます。

### ③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査や、計算書類の監査を行う立場にありますから、このように不十分な財産管理体制にあるA法人において、十分な注意を払って財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘をしなかった責任は免れません。

### ④社員による責任追及

社員は、法人の構成員ですから、会費などで形成された多額の資産が横領被害にあえば、当然、横領行為を行ったX職員だけでなく、理事長、専務理事、その他の理事、監事の上記の責任を追及することになるでしょう。これには法人に生じた損害の賠償責任を含みます。社員は、法人に代わって、いわゆる「代表訴訟」による責任追及も可能です。

法人の事業活動について税制優遇を受けている公益法人においては、「盗られてしまったものは仕方ない」では済まされません。このような不祥事案における責任の所在の明確化は、社会的存在としての公益法人のガバナンスにとって避けることはできません。もし運営の是正がなされないとすれば、公益法人としての適格性にも疑問が生じます。

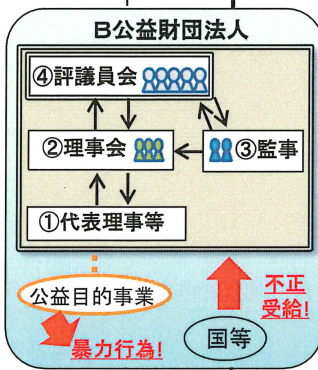
3

# 事例2: 相次ぐ不祥事... 各機関の対応は？

※ 内閣府における監督事案を基に再構成していますが、特定の事案を指すものではありません。

## ～事案の概要～

- B公益財団法人では、公益目的事業における暴力行為の発生、国等からの助成金の不正受給といった不祥事が次々と発覚した。
- これに対し、法人の代表理事や業務執行理事は、暴力問題を加害者と被害者の間の問題と限定的にとらえ、助成金問題についても直接の受給者である法人関係者個人の問題だとして、公益法人としての事業遂行に関する重要な問題としてとらえることができず、組織的な対応を行おうとしなかった。
- B法人は、暴力問題や助成金問題の実態解明のため第三者委員会を設置した。第三者委員会の中間報告に対し、代表理事等は反論を行い、報告書の修正を求めたが、理事会はこれを承認していなかった。
- 不祥事自体に加え、代表理事等のこのような対応がさらに社会的批判を招き、公益法人としてのB法人に対する信頼は大きく損なわれた。



## 《各機関の責任等》

### ①代表理事等の責任

代表理事や業務執行理事は、暴力問題や助成金問題への不適切な対応、第三者委員会に対する不適切な反論など、法人の業務執行機関として忠実に職務を執行する義務に違反し、職務を怠っていたと言わざるを得ません。

### ②理事会の責任

理事会は、執行部の職務を監視し、代表理事等を解職する権限を持っていますが、不適切な執行部の対応を是正する責務を果たしていませんでした。

### ③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査の権限や、これに伴う調査権限や報告義務等を有していますが、執行部の不適切な対応を指摘し是正を求めるなどの責務を果たしていません。

### ④評議員会の責任

評議員会は、理事・監事の選任・解任の権限をもつなど、法人のガバナンス確保のための最高の責任を負っていますが、上記のようにそれぞれ責任のある執行部、理事、監事について、解任を含む問責の行動をとらないとすれば、評議員会としての責任を果たしたとは言えません。

一連の不祥事について、執行部だけでなく、理事、監事、評議員のいずれもその責務を果たしておらず、職務上の義務違反又は職務を怠っていた疑いがあり、責任の追及を受けてもやむを得ないでしょう。

4

## 事例3:不適正受給分を法人資産から返還... 役員の責任は?

※ 内閣府における監督事案を基に再構成していますが、特定の事案を指すものではありません。

### ～事案の概要～

- 複数の公益法人において、国等からの助成金を不適正に受給していた。
- A公益社団法人では、理事及び監事が経理事務を事務局に任せきりにする中で、助成金の不適正受給が行われた。なお、当該金銭は、私的な流用はされておらず、法人の事業に使用されていた。
- B公益社団法人では、代表理事自らがコーチから助成金を集金し、簿外で支出していた。資金は、自己の財布と分離されておらず、使途について合理的な説明ができない状態であった。その他の理事及び監事は、不適正受給と代表理事の行為を承知しながら、これを問題視しなかった。
- いずれの法人においても、事案の発覚後、不適正に受給した助成金の全額をまずは法人の資産から国等に対して返還した。

Q 上記のような事案の場合、法人の役員はどのような責任を有するか。

### 《 役員の責任 》

- B法人のように、代表理事自らが集金した金銭を、個人の財布と一緒にした上で簿外で支出するなどは、個人と法人の会計とが分離されておらず、公益法人としてはもとより、一般社団法人としての法人格が成り立つ上での前提すら成立していません。
- A法人のような場合でも、理事には法人の適切な経理体制を確立する責任があります。受給した助成金について、不適正な管理実態に至っていたことを看過していた場合には、法人のため忠実に職務を執行する義務に違反し、任務を怠っていたと言わざるを得ません。
- 監事には、理事の職務執行を監査する権限と責任があり、理事会に対する報告義務等もあります。理事の不適切な対応を指摘し是正を求めるなどの責務を果たしていない場合には、任務を怠っていたと言わざるを得ません。
- 役員には、適切な経理体制を確立した上で、事業に必要な財源を確保し、法人の経理的基礎を確保する責任があります。法人運営上の役員の責任が果たされなかった結果不適正受給が発生し、公益目的のための法人の資産から不適正受給分の返還が行われた場合には、役員としてその分の法人資産の回復を図る責任があります。

不適正に受給した助成金は、本来あるべき収入ではありません。仮に当該金銭の受給がなければ、法人として寄附等の増収に努力するか、事業を見直して費用を節減し、収支を均衡させるのが、法人の役員の責任です。

理事及び監事が適切に責任を果たしていれば、国等に助成金の返還を行う必要は生じず、返還額分を公益目的事業に用いることが可能でした。不適正受給額の返還を法人の資産から仮払いした場合には、役員として、その分の法人資産の回復を図る責任があります(一般法人法111条(198条)には、役員等の損害賠償責任も定められています)。これは、たとえ役員による私的な流用がなかった場合であっても、同様です。

5

## 公益法人のガバナンスにおける留意事項

### ◆ 国民の信頼あつての公益法人

公益法人についても、ガバナンスに関するルールは主に一般法人法に定められており、基本的には一般法人と共通です。しかし、公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。このことについて、役員等の関係者が自覚を持っていただくことが重要です。

### ◆ 公益目的事業とは？ 公益法人の財産とは？

公益法人の公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。また、法人の財産は、役員や職員の私産・私物ではなく、特に公益法人の場合は、税制優遇を受けて形成された、いわば国民から託された財産です。

### ◆ 理事・監事には、事業・財産管理の義務や責任がある

理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることになります。

### ◆ 義務違反は、認定取消しの対象になることも

公益法人は、公益認定法に基づく認定基準に適合し、同法の規定を遵守するだけでなく、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに基づき、法人の各機関がそれぞれの役割を果たす必要があります。

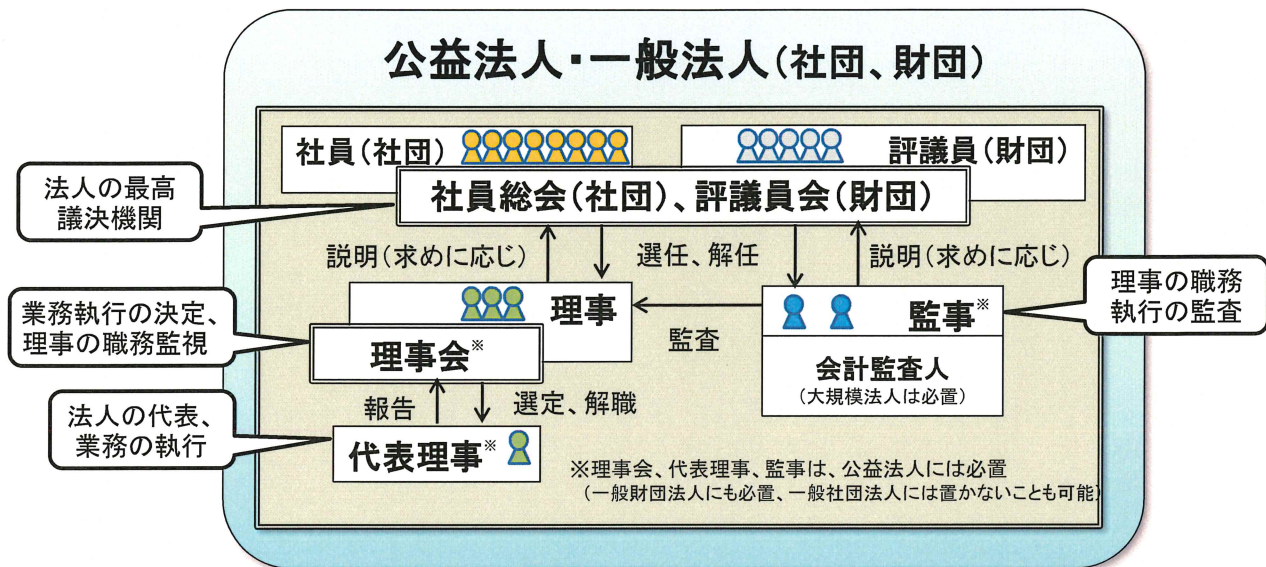
仮に、理事・監事・評議員等の職務上の義務違反等により、法人が一般法人法等に違反すると認められるような状況にある場合には、公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがありますので、御注意ください。

6

# 公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化

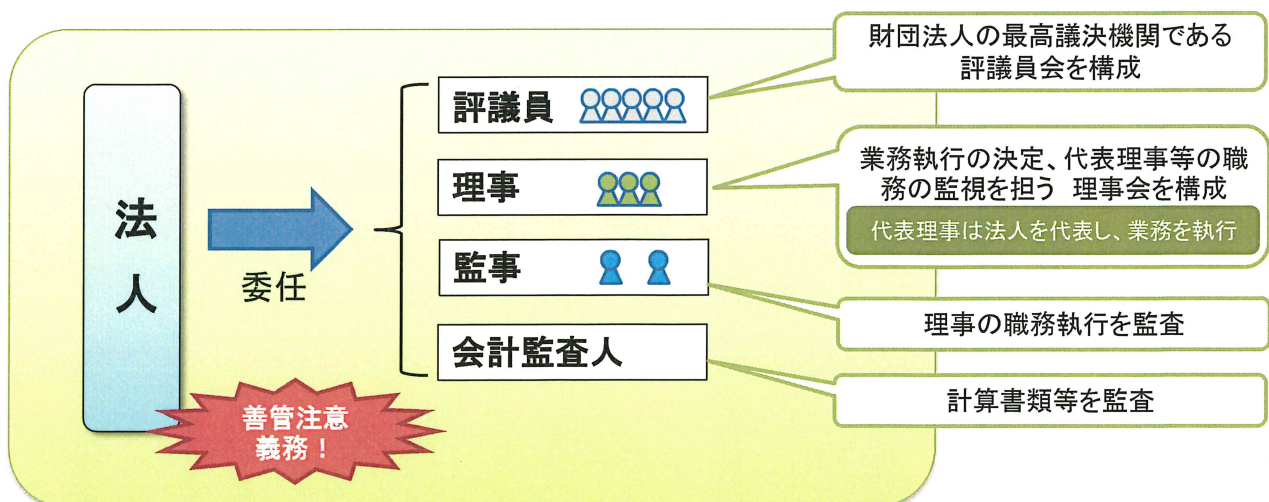
○ 旧民法と異なり、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。これにより、

- ① 法律の規定に基づき各法人が自律的に運営していくことが可能となりますが、その一方で
- ② 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となることが法律で定められており、
- ③ 公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。



## 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

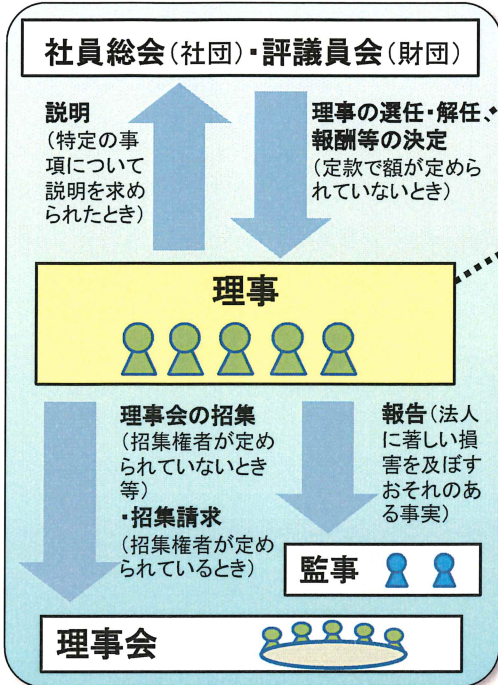
- 法人とその理事、監事、会計監査人及び(財団法人の)評議員は、委任の関係にあります。  
(64条、172条1項)
- 民法の規定(644条)により、委任を受けた者(受任者=理事・監事・会計監査人・評議員)は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(=善管注意義務)を負っています。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。



# 理事

- 公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。善管注意義務、忠実義務などの義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定されます。



## 【理事の解任事由】

公益社団法人の場合: なし (社員総会の決議で解任可能)  
 公益財団法人の場合: ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき (評議員会の決議で解任可能)

## 【理事の義務等(主なもの)】

- ・善管注意義務 (委任の規定に基づく「善良な管理者の注意義務」→p.4) (64条、172条1項、民法644条)
- ・忠実義務 (法令、定款、社員総会の決議(社団の場合)を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務) (83条、197条)
- ・競業及び利益相反取引の制限 (自己又は第三者のために法人と取引をする場合等 →理事会の承認と報告が必要) (84条、92条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務 (社員・評議員から特定の事項について説明を求められたとき) (53条、190条)
- ・監事に対する報告義務 (法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき) (85条、197条)

## 【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任 (任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任) (111条、198条)
- ・第三者に対する損害賠償責任 (職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任) (117条、198条)
- ・特別背任罪 (7年以下の懲役or500万円以下の罰金) (334条)、  
 法人財産処分罪 (3年以下の懲役or100万円以下の罰金) (335条)、  
 収賄罪 (5年以下の懲役or500万円以下の罰金) (337条1項) 等

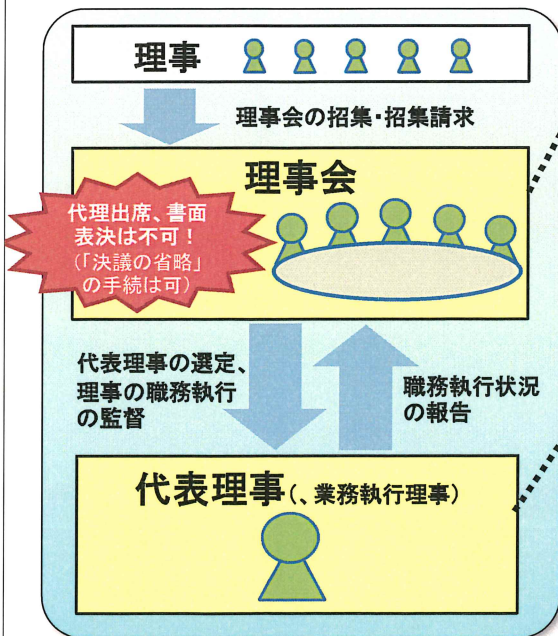
# 理事会、代表理事

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っています。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務です。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、理事会は必置の機関です。

- 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っています。

※理事会は、代表理事のほか、法人の業務の執行に当たる理事(=業務執行理事)を選定することができます。



## 【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定 (90条2項1号、197条)
- ・理事の職務の執行の監督 (90条2項2号、197条)
- ・代表理事の選定及び解職 (90条2項3号、197条)
- ・社員総会・評議員会の招集の決定 (38条、181条1項)
- ・競業・利益相反取引の承認 (84条、92条1項、197条)
- ・計算書類・事業報告の承認 (124条3項、199条)

※以下の事項の決定を理事に委任することは不可(理事会決議事項)

- ①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な使用人の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備、⑥定款の定めに基づく役員等の責任の免除 (90条4項、197条)

## 【代表理事の権限】(○は業務執行理事と共通の権限)

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為 (77条4項、197条)

○法人の業務の執行 (91条1項、197条)

※法人は、代表理事の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(78条、197条)

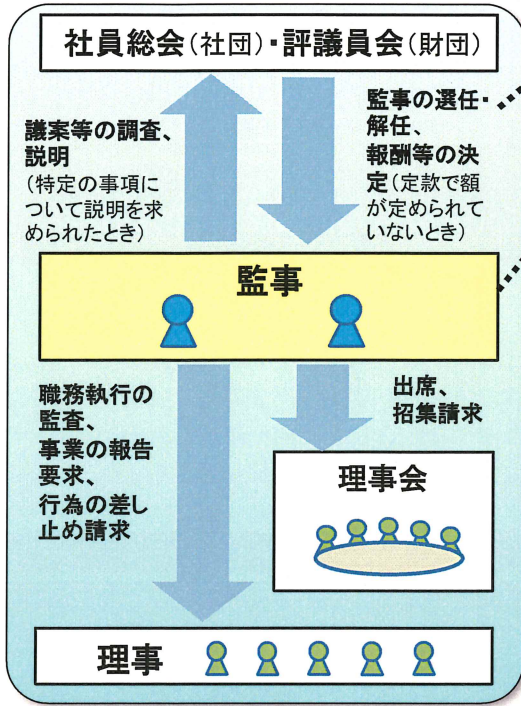
## 【代表理事の義務】(○は業務執行理事と共通の義務)

- 理事会への職務執行状況の報告義務 (3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月以上の間隔)に緩和可。報告の省略は不可) (91条2項、197条)

# 監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査します。このために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されています。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うこととなります。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、監事は必置の機関です。



## 【監事の解任事由】

公益社団法人、公益財団法人とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会の特別決議(→p.12,13)が必要

## 【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務の執行の監査(99条1項、197条)
- ・計算書類等の監査(124条1項、2項、199条)
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査(99条2項、197条)
- ・理事会の招集請求(101条2項、3項、197条)
- ・理事の行為の差し止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為がその他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)(103条、197条)
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表(104条、197条)
- ・会計監査人の解任(監事が複数の場合、全員の同意が必要)(71条、177条)

## 【監事の義務(主なもの)】

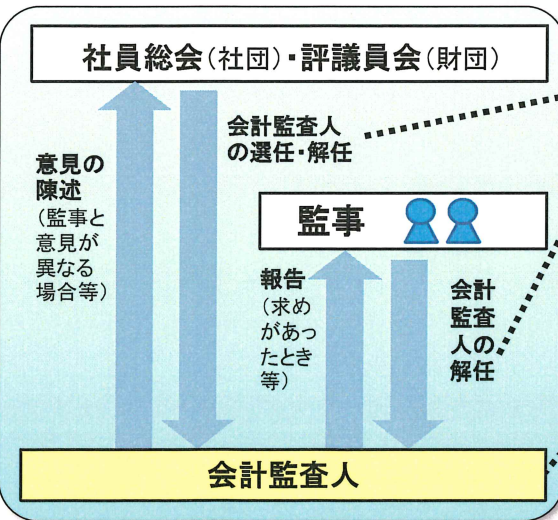
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務(101条1項、197条)
- ・理事会への報告義務(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)(100条、197条)
- ・社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)(102条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務(→理事と同じ)

【監事の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

# 会計監査人

- 会計監査人(公認会計士又は監査法人)は、計算書類等の監査を行います。会計監査人が置かれる法人では、計算書類(及びその附属明細書)は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることとなります。

※毎事業年度における①損益計算書上の収益が1000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1000億円以上、③貸借対照表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、会計監査人が必置とされています。



## 【会計監査人の解任事由】

公益社団法人の場合:なし(社員総会の決議により解任可能)  
 公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(評議員会の決議により解任可能)  
 上記のほか、公益社団法人・公益財団法人とも、上記①~③に該当する場合は、監事による解任も可能

## 【会計監査人の権限(主なもの)】

- ・計算書類等の監査(107条1項、124条2項、197条、199条)
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)(107条2項、197条)
- ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)(109条1項、197条)

## 【会計監査人の義務(主なもの)】

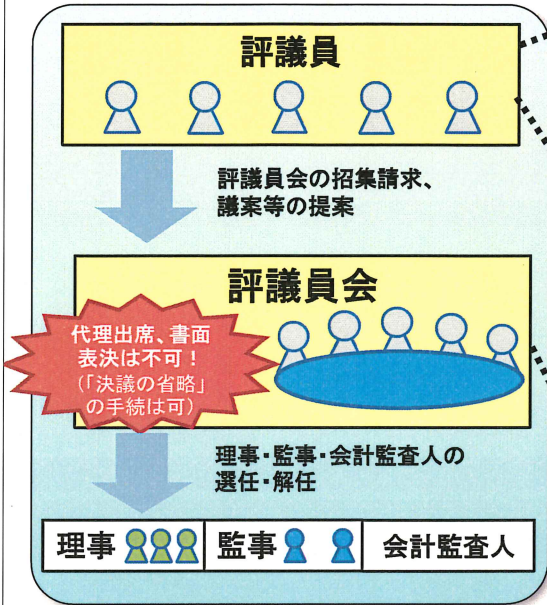
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)(108条、197条)
- ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)(109条2項、197条)

## 【会計監査人の責任】

(→損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪(第337条)は適用あり。)

# 評議員・評議員会

- 評議員は、公益(一般)財団法人の最高議決機関である評議員会の構成員です。
- 評議員会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも評議員会の責務です。



## 【評議員の選任・解任】

定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効 (153条1項8号、3項)

## 【評議員の権限】

- ・ 評議員会の招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(180条)
- ・ 評議員提案権(評議員会の目的とする事項・議案の提案)(184条、185条)
- ・ 理事・監事・評議員の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が評議員会で否決されたときは、個々の評議員が提起可能)(284条)

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務 (→理事と同じ)(172条1項、民法644条)

## 【評議員の責任】 (→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

## 【評議員会の権限(主なもの)】

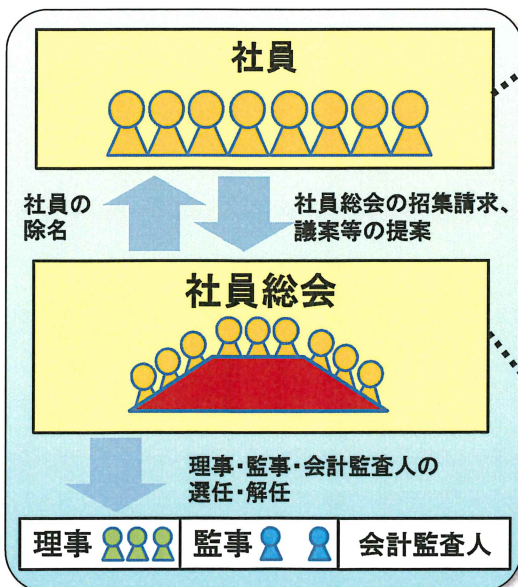
- ・ 理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、176条、177条)
- 監事の解任(176条1項) ○ 定款の変更(200条)
- ・ 計算書類の承認(126条2項、199条)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項、198条)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(議決に加わることのできる評議員の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(189条2項)

13

# 社員・社員総会

- 社員は、公益(一般)社団法人の基本的な構成要素です。最高議決機関である社員総会の構成員としての役割のほか、代表訴訟等を通じて理事・監事等の責任を追及することができます。
- 公益社団法人(※理事会必置)における社員総会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認などを通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使することも社員総会の責務です。



## 【社員の権限(主なもの)】

- ・ 社員総会の招集請求(総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員により請求が可能。理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(37条)
- ・ 社員提案権(社員総会の目的とする事項・議案の提案)(43条、44条)
- ・ 理事・監事等の責任追及の訴えの提起(法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない等の場合、個々の社員が提起可能(いわゆる「代表訴訟」))(278条)
- ・ 理事・監事の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の議決権を有する社員により提起可能)(284条)

## 【社員の義務】

- ・ 経費の負担(定款の定めにより、経費を支払う義務)(27条)

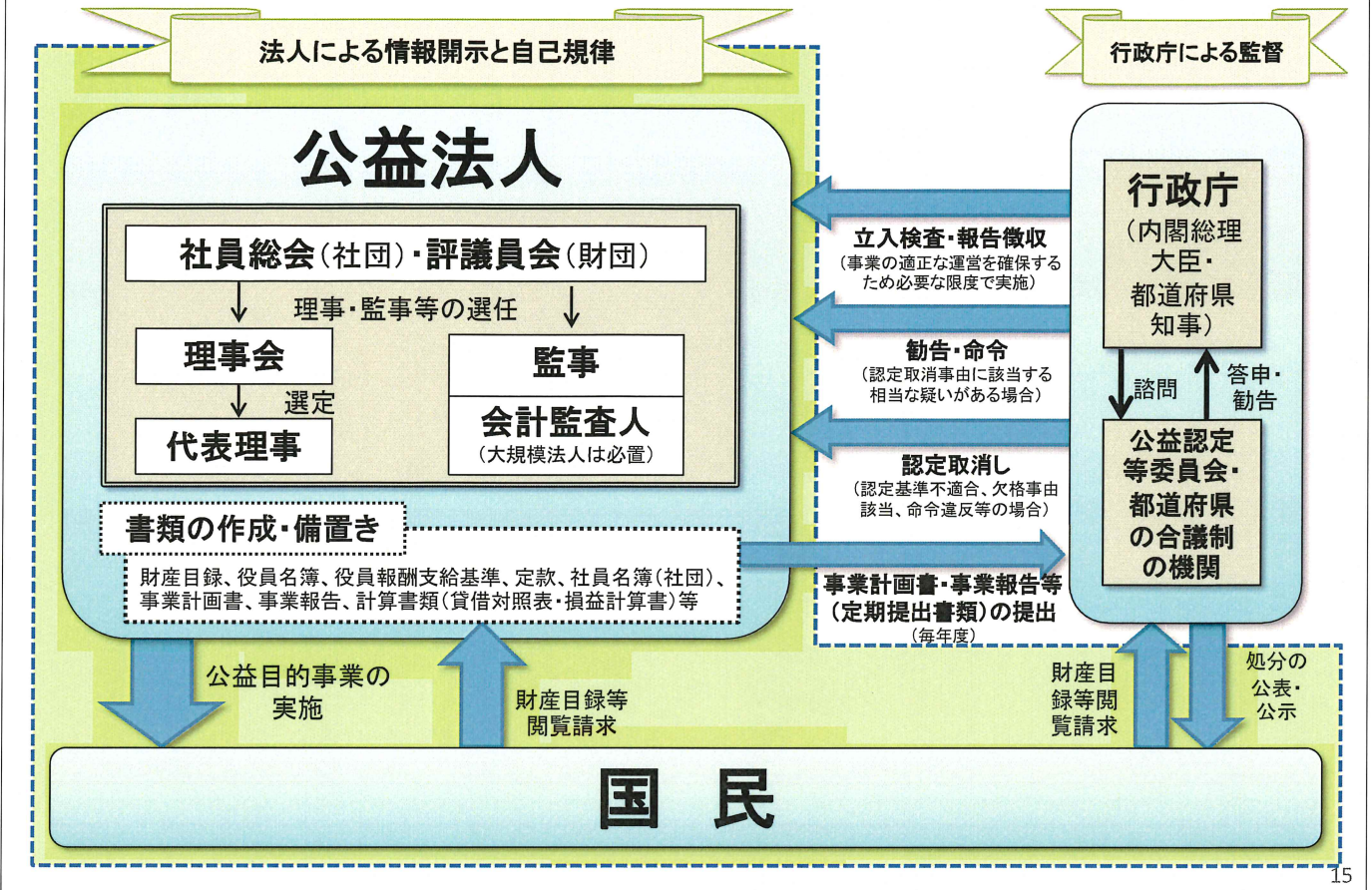
## 【社員総会の権限(主なもの)】

- ・ 理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、70条1項)
- 監事の解任(70条1項) ○ 社員の除名(30条1項)
- 定款の変更(146条) ○ 計算書類の承認(126条2項)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(総社員の半数以上かつ総社員の議決権の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(第49条第2項)

14

# (参考) 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



# (参考) 公益認定取消しになる場合

(注)本ページ内のカッコ書きで示した条番号は、いずれも公益認定法の条項を指します。

## (1) 必ず認定取消しになる場合 (29条1項)

### ① 欠格事由 (6条) に該当するに至ったとき

- 欠格事由の例:
- ・理事、監事、評議員のうちに禁錮以上の刑(認定法違反等の場合は罰金刑も含む)に処せられた者がいる(1号ロ、ハ)
  - ・定款や事業計画書の内容が法令や法令に基づく行政機関の処分に違反している(3号)
  - ・事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない(4号)
  - ・国税、地方税の滞納処分が執行されている(5号)
  - ・暴力団員等が事業活動を支配している(6号)

### ② 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定等を受けたとき

### ③ 正当な理由なく、行政庁の命令 (28条3項) に従わないとき

### ④ 法人から公益認定取消しの申請があったとき

## (2) 認定取消しになりうる場合 (29条2項)

### ① 認定基準 (5条1号～18号) のいずれかに適合しなくなったとき

### ② 認定法14条～26条の規定を遵守していないとき

- 遵守すべき規定の例:
- ・収支相償(14条)
  - ・公益目的事業比率(15条)
  - ・遊休財産規制(16条)
  - ・寄附の募集に関する禁止行為(17条)
  - ・公益目的事業財産の使用、処分(18条)
  - ・収益事業等の区分経理(19条)
  - ・役員報酬等の支給(20条)
  - ・財産目録等の備置き、閲覧(21条)
  - ・事業計画書、事業報告等の提出(22条)

### ③ 上記のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき

一般法人法違反も含まれます!

認定取消し

基本的には、直ちに認定取消しということはなく、まずは法人に対し是正を求めていくこととなる(必要に応じ、勧告・命令 → 従わない場合は(1)③へ)